

証官任命(名)

内閣人第 七九 号

起案

令和四年五月二六日

決定
上奏
令和
年月日

施行
令和
年月日

裁可
令和
年月日

公布
令和
年月日

内閣總理大臣

弘

内閣官房長官

碧

内閣官房副長官

輝

内閣總務官

大西
松

金子(恭)国務大臣

後藤国務大臣

岸國務大臣

牧島国務大臣

古川国務大臣

萩生田国務大臣

小林国務大臣

松野国務大臣

林国務大臣

西銘国務大臣

平野国務大臣

山際国務大臣

鈴木国務大臣

二之湯国務大臣

若宮国務大臣

若山国務大臣

末松国務大臣

山口国務大臣

五野田国務大臣

田国務大臣

判事中里智美

高等裁判所長官に任命する

（七月三日以降発令予定）

内閣

最高裁人任第915号

令和4年5月25日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京家庭裁判所判事) 判 事 中 里 智 美

(発令希望日 令和4年7月3日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和4年7月3日以降)

2丁	裁判所	年号	月	日	事	項	中里智美
八 四 一	秋田家庭裁判所判事補に補する 兼ねて秋田地方裁判所判事補に補する 秋田地方裁判所大曲支部勤務を命ずる	平成 二 四	一	秋田家庭裁判所判事補に補する 兼ねて秋田地方裁判所判事補に補する 秋田地方裁判所大曲支部勤務を命ずる	大曲簡易裁判所判事に補する 最高裁判所	一	事
一 二 一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する 東京地方裁判所判事補に補する 東京簡易裁判所判事に補する	二 四 一	一 二 一	一 二 一	一 二 一	一 二 一	中里智美
内 閣	最高裁判所	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	内 閣	中里智美

3丁

裁 判 所

年号月日事

項
序
名

中里智美

岐阜地方裁判所判事に補する。
兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する。

岐阜簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

東京高等裁半所半事の職務代行を命ずる

一五
一四
一
兼官を免する

東京高等裁判所判事に補する

一六 三 一一 司法研修所教官に充てる

八二七 平成十六年度司法試験（第一次試験） 考査委員に任

命する

任期は平成十六年十一月三十日までとする

一五 平成十七年度司法試験（第二次試験）考查委員に任

命する

任期は平成十七年十一月三十日までとする

法務省

最高裁判所

內
閣

判 所

年号月日事

平成二十九年九月三日 水戸地方裁判所判事に補する

水戸地方裁判所長を命ずる

項

序

中里智美

最高裁判所

名

九〇〇 東京高等裁判所判事に補する

最高裁判所

部の事務を総括する者に指名する

令和二年

三月一

一

一部の事務を総括する者に指名する

二〇一九年

三月一

一

一部の事務を総括する者に指名する

二〇一九年

三月一

一

東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所長を命ずる